

欧米におけるEコマースに係る垂直的制限行為についての主な判決・決定等

1. 欧州（措置等を行ったもの）

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Yamahaに対する件（2003年） 欧州委員会	再販売価格の維持を容易にする行為（MAP） オンライン販売に関連する再販売価格維持行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ Yamahaは、欧州において選択的流通システムの下ピアノ等の楽器の製造販売を行っており、欧州各国におけるYamaha子会社は、認定流通業者との間で選択的流通システムに係る協定を締結して商品の販売を行っていた。当該協定には、国内Yamaha子会社から仕入れた商品の再販売価格又は最低再販売価格について以下のような制限条項が含まれていた。 <ul style="list-style-type: none"> <オランダ> 流通業者は店舗内又は外部に向けた価格について、価格リストに掲載された推奨価格を用いなければならない 認定流通業者に宛てたレターによると、リベートの支給条件として、広告に掲載する価格が価格リストの価格から15%以上の割引価格を示さない <イタリア> 価格リストは推奨価格ではなく公表用の価格とされ、いかなる形でも当該価格と異なる価格を公表した場合には、全てのリベートが取り消される 認定流通業者は自由に価格を設定できるが、Yamahaの承認なしに広告物や価格リストを複製しない。違反した場合には、Yamahaは重い制裁を課し得る <オーストリア> 特定の楽器につき、他の流通業者への再販売価格を定めた ・ 欧州委員会は当該協定が欧州機能条約81条（現101条）に違反する旨の決定を行い、Yamahaに対して256万ユーロの制裁金を課した。
2	CIBA Vision に対する件（2009年） ドイツ連邦カルテル庁	オンライン販売の禁止 オンライン販売に関連する再販売価格維持行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンタクトレンズメーカーであるCIBA Visionは、特定の種類のコンタクトレンズについて、小売業者との間でインターネットやe-bayを通じて販売することを禁止する内容を盛り込んだ協定を締結していたほか、インターネットにおける同社のコンタクトレンズの販売価格を監視し、小売業者が、CIBA Visionが設定する推奨価格よりも安く同社の商品を販売していた場合に、同社のスタッフが当該小売業者に接触し、小売価格を引き上げるように誘導していた。 ・ 連邦カルテル庁は、当該行為をドイツ競争法違反であるとして1100万ユーロの罰金を課した。
3	Garminに対する件（2010年） ドイツ連邦カルテル庁	オンライン販売に関連する再販売価格維持行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポータブルナビゲーション機器を製造販売するGarminは、推奨小売価格を設定し、当該価格で販売した小売業者には報奨金を与え、当該価格を下回ってオンライン販売した場合には、より高い仕入れ価格を同社に支払うこととしていた。推奨小売価格を下回る価格で販売した小売事業者であっても、販売価格を当該価格まで高めることによって、当該販売について遡って補償が与えられることとなっていた。 ・ 連邦カルテル庁は、当該行為が再販売価格維持に当たると

No.	事件名等	行為類型等	概要
			して250万ユーロの罰金を課した。
4	Pierre Fabre Dermo-Cosmetiques に対する件 (2011年) フランス競争委員会 欧州司法裁判所	オンライン販売の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品を製造販売するPierre Fabre Dermo-Cosmetiques (Pierre Fabre) は、同社の商品の販売に当たり選択的流通システムを用いていた。同システムにおいて、認定小売業者には実店舗での薬剤師による販売が義務付けられており、これにより事実上、小売業者はインターネットによる販売を禁止されていた。 フランス競争当局は、当該行為がフランス競争法及びEU競争法に違反するとして、排除措置命令及び制裁金支払い命令を行った。 Pierre Fabreが当該措置の取消しを求めてパリ控訴院に提訴したところ、パリ控訴院は本件制限が目的において競争を制限するハードコア制限（欧州機能条約101条第1項）に該当するか等の論点について、欧州司法裁判所に先例判決を求めて照会した。 欧州司法裁判所は、本件選択的流通はその目的において競争を制限し、垂直協定に関する一括適用免除規則は適用されないと判断した。
5	Bang & Olufsen に対する件 (2012年) フランス競争委員会 パリ控訴院	オンライン販売の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 音響機器を製造販売するBang & Olufsenは、その選択的流通システムにおいて、認定流通業者は事実上同社の商品をインターネット販売できないこととしていた。 フランス競争委員会は、当該制限によって流通業者間の競争が弱められ、欧州競争法及びフランス競争法に違反するとして、90万ユーロの罰金を課すとともに、選択的流通制度に係る流通業者との契約内容に関し、流通業者がインターネット販売を行うことが可能であることを明確にするように修正する旨の命令を行った。 Bang & Olufsenがパリ控訴院に控訴したところ、同裁判所は競争委員会の決定を認容した。ただし、罰金については、競争委員会の決定時、インターネット販売を禁止する制限に関する法律・判例上の扱いははっきりしていなかったことを考慮し、Pierre Fabre判決が出された2011年以降の期間を対象に罰金の計算が行われ、90万ユーロから1万ユーロに減額する旨の判決を下した。
6	Pride Mobility Products Ltd. 及び Roma Medical Aids Limited. に対する件 (2014年) 英国競争市場庁	オンライン販売の制限 再販売価格の維持を容易にする行為 (MAP)	<ul style="list-style-type: none"> 電動車椅子を製造販売するPride Mobility Products Ltd. は、小売業者との間で、特定のシニアカーについて推奨小売価格以下の価格をインターネット上で表示することを禁止する旨の協定を締結していた。 同じく電動車椅子を製造販売するRoma Medical Aids Ltd. は、小売業者との間で、特定のシニアカーについてインターネット販売及びインターネットでの価格表示を禁止する旨の協定を締結していた。 競争市場庁は、当該協定が英国におけるシニアカーの競争を阻害、制限又は歪曲させる目的を有するものであるとして、上記2社及び関連するインターネット専門小売業者に対して英国競争法違反の決定を下した。
7	United Navigation に対する件 (2015)	オンライン販売に関連する再販売価格維持行為	<ul style="list-style-type: none"> ポータブルナビゲーション機器を製造販売するUnited Navigationは、複数の小売業者との間で、特定の小売販売価格を下回って販売しない旨の合意をし、同社はインター

No.	事件名等	行為類型等	概要
	年) ドイツ連邦カルテル庁		<p>ネット販売価格を監視して、小売業者が特定の水準を下回って販売している場合には当該価格を維持するように要求していた。ほとんどの小売業者は、同社から要求があった場合には価格を引き上げていたほか、供給拒絶や不正な商標権の利用を理由とした訴訟リスク、又はリベートの支給によって再販売価格維持の実効性が確保されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦カルテル庁は、本件行為を再販売価格維持に当たるとして、30万ユーロの罰金を課した。
8	HRS に対する件 (2015 年) デュッセルドルフ高等裁判所	オンラインに関する MFN (APPA) 条項	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインホテル予約サイトを運営する Hotel Reservation Service (HRS) が、ホテルとの間で、ホテルが HRS のサイトに掲載するに当たり最も有利な条件を提示する旨の契約を締結していた。 ・ドイツ連邦カルテル庁は、かかる行為は競争制限的であり、また、HRS のオンラインホテル予約サイト市場におけるシェアが 30% を上回っていることから、一括適用免除規則の対象にはならないとして、違法とした。
9	Booking. Com に対する件 (2015 年) ドイツ連邦カルテル庁	オンラインに関する MFN (APPA) 条項	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインホテル予約サイトを運営する Booking. com が、ホテルとの間で、ホテルが Booking. com のサイトに掲載するに当たり、ホテルの宿泊料のほか、予約可能部屋数・キャンセル料等の条件について最も有利な条件を掲載しなければならない旨の契約を締結していた。 ・ドイツ連邦カルテル庁が異議告知書を送付し正式な審査を行ったところ、同社は修正案（同社サイトに掲載する条件は、ホテル自身のサイトにおける掲載価格のみよりも安くしなければならないといった内容）を連邦カルテル庁に提示した。カルテル庁は、当該修正案では競争上の懸念を払拭するには十分ではないとして、完全に当該条項を契約内容から削除する旨の命令を発した。Booking. com は、これを不服として提訴している。 ・Booking. com については、英国やフランス等、欧州各国の競争当局が、それぞれの国において同様の行為を行っていた件について確約手続を行い、審査を終了している。

2. 欧州（確約等）

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Amazonに対する件（2013年） ドイツ連邦カルテル庁	オンラインに関するMFN（APPA）条項	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット販売及びインターネット販売プラットフォーム事業を行うAmazonは、同社のマーケットプレイスに出店する小売業者に対して、当該小売業者が、楽天やe-bayなどの他のオンライン販売プラットフォームにおいて販売する際に、Amazonマーケットプレイスにおける販売価格よりも安い価格で販売することを禁止していた。 ・連邦カルテル庁は、Amazon以外のプラットフォームにおいて小売業者が消費者に訴求的な価格を設定できなくなり、Amazonが小売業者に対しより高い手数料を請求するおそれが生じ、結果として小売業者の販売価格が上昇するとして調査を行ったが、Amazonは2013年に当該行為を取りやめる旨宣言し、連邦カルテル庁は調査を終了した。
2	GARDENA に対する件（2013年） ドイツ連邦カルテル庁	再販売価格の維持を容易にする行為（差別対価）	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸用品の製造販売を行うGARDENA社は、実店舗において同社製品を販売する小売業者とインターネット販売を行う小売業者とで、仕入価格に差をつけており、実店舗のみで販売する小売業者は最大幅の値引きを受けることができた。 ・連邦カルテル庁が調査を開始したところ、GARDENAによる当該行為は、違法な二重価格システムに当たるとの見解を示したところ、同社は、インターネット販売小売業者と実店舗小売業者とで、同じ値引き制度を適用する旨の確約を行い、連邦カルテル庁は調査を終了した。
3	Bosch Siemens Hausgeräte に対する件（2013年） ドイツ連邦カルテル庁	再販売価格の維持を容易にする行為（差別対価）	<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品の製造販売を行うBosch Siemens Hausgeräteは、2013年1月に、取引先小売業者に対して、販売実績に応じたリベートシステムを導入した。同システムでは、インターネットによる販売量が多いほど、小売業者が受け取るリベートは少なくなるというもので、実店舗による販売とインターネット販売の両方を行う小売業者に不利になっていた。 ・連邦カルテル庁は、同社が採用したリベートシステムは、二重価格を用いた反競争的なものであるという見解を示した。その後同社は、実店舗販売とインターネット販売に係るリベートを区別することを止め、同じリベートを支払うこととした旨、連邦カルテル庁に通知し、連邦カルテル庁は調査を終了した。
4	Dornbracht 対 Reuter（2014年） ドイツ連邦カルテル庁	再販売価格の維持を容易にする行為（差別対価）	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室用品を製造販売するDornbrachtは、「オンライン・マーケティングへの対応」及び「スペシャリストによる販売の強化」と称する取組みの一環として、卸売業者に対するリベート制度を変更し、特定の質的基準を満たす小売業者に販売した場合には追加的なリベートを支給することとした。当該基準は、消費者へのコンサルティングや、商品の展示、アフターケアなど、実店舗を有する小売業者に販売した場合にのみ満たされるようなものであった。その結果、インターネット販売業者は、基準を満たす実店舗小売業者よりも高い価格で商品を仕入れることとなった。 ・当該行為について連邦カルテル庁が調査を開始したところ、同社は卸売業者との契約内容を修正し、連邦カルテル庁は調査を終了した。
5	Verivox に対す	オンラインに関	<ul style="list-style-type: none"> ・電力価格比較サイトを運営し、電力に関するデータの提供

No.	事件名等	行為類型等	概要
	る件（2015年） ドイツ連邦カルテル庁	する MFN（APPA）条項	や料金最適化に係るサービスの提供も行っているVerivoxは、電力供給会社との間で、ベストプライス条項（MFN）を定めていた。 ・連邦カルテル庁が調査を開始したところ、同社は当該条項を削除し、連邦カルテル庁は調査を終了した。
6	ASICS に対する件（2015年） ドイツ連邦カルテル庁	オンライン販売の制限	・ランニングシューズ市場大手のASICSが、同社商品の販売に当たり厳格な質的基準をクリアした小売店のみ取り扱うことができるという選択的流通システムを用いていたところ、小売店との間で締結した契約条項に、小売店がそのインターネット販売に当たって価格比較機能を導入することや、第三者のサイトに小売店のリンクを掲載する際に同サイトにアシックスの名前を使わないこと、（特に、検索サイトにおいて同社の名前で検索した際に、同時に小売業者のサイトが検索結果として表示されること）を禁止する条項を盛り込んでいた。 ・ASICSが当該条項を契約から削除したことで、連邦カルテル庁は審査を終了した。 ・なお、AdidasもASICSと同様に選択的流通システムを採用し、認定小売業者に対してインターネット販売の禁止や第三者のサイトに同社名を使用させない制限を課していたところ、同社は2014年に、小売業者との契約から当該条項を削除したとして、連邦カルテル庁は審査を終了している。
7	Adidas に対する件（2015年） フランス競争委員会	オンライン販売の制限	・Adidasは自社製品について選択的流通制を採っており、選択的流通協定の内容として、認可小売業者が同社製品をオンラインマーケットプレイス上で販売することを禁止していた。 ・フランス競争委員会は2012年にEコマースについての声明を出しており、製造業者がEコマースの発展を抑制するような契約条件は正当化されず、いかなる場合でも流通業者のオンライン販売を禁じることはできないとの見解を示していた。フランス競争委員会は本件行為につき審査を開始したが、Adidasが当該条項を削除したため、審査を終了した。
8	Ultra Finishing 及び Foster Refrigerator に対する件（2016年） 英国競争市場庁	再販売価格の維持を容易にする行為（MAP）	・浴室用品メーカーのUltra Finishing Limited及び冷蔵庫メーカーのFoster Refrigeratorは、小売業者が同社らの製品をインターネット販売する際の最低表示価格（MAP）を設定していた。 ・競争市場庁は、同社らは小売業者が当該価格を下回る価格でインターネット販売を行うことを制限しており、再販売価格維持であり競争法違反だとして異議告知書を送付した。2016年5月、両社とも確約により終結した。
9	LEGO（2016年） ドイツ連邦カルテル庁	再販売価格の維持を容易にする行為（二重価格）	・玩具メーカーLEGOは、オンライン販売と実店舗とで割引に差を設けていた。オンライン販売業者は棚の数量などの基準を満たすことができず、高い割引率を適用されなかった。 ・2016年7月、LEGOが契約条件の変更を申し出たことにより、連邦カルテル庁は審査を終了した。

3. 米国

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	<p>Worldhomecenter Com., Inc 対 Quiozel, Inc No. 651444/2010 (N.Y. Sup. Ct. Oct. 25, 2011)</p> <p>(ニューヨーク州最高裁判所)</p>	<p>再販売価格の維持を容易にする行為 (MAP)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホーム用品をインターネット販売するWorldhomecenter.com (WHC) 社は、照明器具や家具を製造販売するQuiozel社の商品について、同社からの直販又は認定ディーラー・独立系ディーラーを通じて仕入れていた。WHC社は、インターネット販売によりその運営に係る維持費や諸経費が低いことから、実店舗小売業者よりも安くQuiozel社の商品を販売することが可能であった。 ・ 2007年後半に、Quiozel社は、インターネット最低広告価格ポリシー (IMAP) を策定し、インターネット販売小売業者がIMAPを下回る価格の表示やかかる価格での販売を禁止した。小売業者が当該ポリシーに違反した場合には、小売業者はQuiozel社の商品を販売することができなくなる旨定めており、同社はWHC社がIMAPを遵守しなかったため、WHC社に対する商品の出荷・受注を拒否した。 ・ WHC社は、Quiozel社の制限がニューヨーク州反トラスト法 (NYGBL第340条) 等に違反するとして、補償及び差止めを求めて提訴し、Quiozel社は当該提訴に関して却下を申し立てた。 ・ 裁判所は、2007年のLeegin事件最高裁判決が当然違法の原則が用いられる場合として「常に又は殆ど常に、一見して、競争を制限し、生産性を損なうような慣行」に限定し、また、同判決が再販売価格維持行為は、状況によっては競争促進効果と反競争の効果の両方を生じ得る旨示したことを引用し、ニューヨーク州裁判所も、WHC社の主張について、同社が主張する当然違法の原則ではなく、合理の原則により検討しなければならないとした。その上で、本件行為について合理の原則で判断するためのWHC社による事実の収集が十分ではないとし、Quiozel社の却下申立てを認めた。
2	<p>Appleに対する件 (2012年)</p> <p>米国司法省、米国連邦最高裁判所</p>	<p>オンラインに関する MFN (APPA) 条項 (問題となったのは価格を引き上げる共同行為である。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子書籍市場への参入を検討していたAppleは、当該出版社5社との間で、電子書籍の小売価格を引き上げるため、「出版社が小売価格を決定する」、「Appleの小売価格を市場で最も安い小売価格に合わせることの保証 (最恵国待遇条項)」等といった内容を盛り込んだ代理店モデル (メーカーとプラットフォーム事業者の間での代理店契約であってメーカーが小売価格を決定するモデル) の契約を締結した。 ・ 司法省は2012年、Appleと出版社5社の電子書籍の小売価格を共同して引き上げる行為がシャーマン法第1条に違反するとして民事提訴した。 ・ Apple以外の被告5社は和解した。Appleについては第1審においてシャーマン法第1条違反が認定され、控訴審 (第2巡回区連邦裁判所) も第1審を支持した。裁判所は、Appleと出版社5社が共謀して電子書籍の小売価格競争を制限し、電子書籍の小売価格を引き上げたとして、水平の価格カルテルを認定し、当然違法の原則によりシャーマン法1条違反と判断した。2016年、米国連邦最高裁判所はAppleによる上告の申立てを却下した。 ・ なお、本件では、Appleの代理店モデル契約やその中の最恵国待遇条項そのものは違法とされたわけではない。

No.	事件名等	行為類型等	概要
3	Costco Wholesale Corp. 対 Johnson & Johnson Vision Care, Inc. (2015年) フロリダ中央区連邦地方裁判所	再販売価格維持行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員制倉庫型小売店を運営するCostco Wholesale Corp. (Costco) は、コンタクトレンズを製造販売するJohnson & Johnson Vision Care, Inc. (JJVC) に対し、JJVCの設定した価格を下回る価格で広告・販売する流通業者にはコンタクトレンズの供給を停止するという価格ポリシーが垂直的な価格協定でありシャーマン法第1条に違反するとして提訴した。 ・ 裁判所は、本件価格ポリシーがコンタクトレンズの価格競争を阻害し競争を不当に制限するものとして、Costcoの主張を認めた。